

# 業務仕様書

## 1 業務名

子ども貧困対策計画策定に係る実態調査データ整備・集計等業務

## 2 契約期間

契約締結日から平成 29 年 6 月 30 日（金）まで

## 3 業務の目的

札幌市では、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育・生活・就労などの分野から子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本市の状況に応じた「(仮称) 子ども貧困対策計画」を策定する予定としている。

上記を踏まえ、当該計画策定の基礎資料とするため、平成 28 年度に実施した実態調査結果をもとに、データ整備及びより詳細な集計・分析を行うなど、前年度契約における業務を補完することを目的とする。

## 4 業務の内容

札幌市における子ども・若者の実態やその世帯の家庭生活・教育・就労等に関する状況について実施した市民アンケート調査結果の再集計及び既存データとの照合及び原票確認等のデータ整備を実施するほか、より実態に即した子ども・若者の声を得るために、日頃から子ども・若者と関わりの多いファシリテーターのもと座談会を追加実施する。

### (1) 市民アンケート調査

#### 【調査の概要】

#### ア 調査方法

- ・ 2 歳児の世帯には、調査票を郵送し、返信用封筒及びWEBで回収
- ・ 5 歳児、小学 2 年生、小学 5 年生、中学 2 年生及び高校 2 年生の世帯には、学校等の機関へそれぞれまとめて配布し、学校にて回収

#### イ 調査対象（回収調査票数）

下表のとおり

		配布・回収方法		回答数			
				郵送	WEB	合計	
子どもの年齢	2 歳児	郵送・WEB		1,360	77	1,437	
	5 歳児	機関配布	保育所 (19 園)・幼稚園 (14 園)	756	—	756	
	小 2		学校	18 校	1,129	—	1,129
	小 5			11 校	989	—	989
	中 2			13 校	621	—	621
	高 2				900	—	900
合計				5,755	77	5,832	

## 【業務内容】

### ア データ整備

複数の条件下におけるより詳細なクロス集計等に耐え得る、より精度の高い入力データを得るための整備を行い、改めてクロス集計を踏まえた分析を行うこと。

- ① すべての調査データを再集計の上、原票確認等
- ② すべての設問を単純集計
- ③ 基本属性とすべての設問のクロス集計及び、別途、委託者の指定する設問のクロス集計

※ データの入力に際しては、複数の作業員によるチェックを行うなど、誤入力の低減に努めること。また、入力時の不明点など作業工程で出た疑義等についてはログを残すこととし、委託者からの要求に応じて、作業工程の一覧を提示できるようにすること。

### イ 集計・分析

アンケート調査の入力結果を集計し、委託者との協議を踏まえてまとめた上、上記集計結果等について、傾向や特徴などを捉えて委託者に報告すること。

※ クロス集計を踏まえた分析は、「5 調査報告書の作成」における報告書に盛り込むことを念頭に行うこと。

## (2) 対象者アンケート調査の概要

### 【調査の概要】

#### ア 調査方法

- ・ 小学5年生、中学2年生及び高校2年生の世帯には、学校から配布し、回収
- ・ 若者（20歳及び24歳）の世帯には、調査票を郵送し、返信用封筒及びWEBで回収

#### イ 調査対象（回収調査票数）

下表のとおり

		配布・回収方法		回答数			
				郵送	WEB	合計	
子どもの年齢	小5	機関配布	学校	18校	984	—	984
	中2			11校	614	—	614
	高2			13校	903	—	903
	若者	郵送・WEB		578	84	662	
合計				3,079	84	3,163	

## 【業務内容】

### ア データ整備

複数の条件下におけるより詳細なクロス集計等に耐え得る、より精度の高い入力データを得るための整備を行い、改めてクロス集計を踏まえた分析を行うこと。

- ① すべての調査データを再集計の上、原票確認等
- ② すべての設問を単純集計
- ③ 基本属性とすべての設問のクロス集計及び、別途、委託者の指定する設問のクロス集計
- ④ 保護者と子ども（小中高生）とのマッチング集計

※ データの入力に際しては、複数の作業員によるチェックを行うなど、誤入力の低減に努めること。また、入力時の不明点など作業工程で出た疑義等についてはログを残すこととし、委託者からの要求に応じて、作業工程の一覧を提示できるようにすること。

### イ 集計・分析

アンケート調査の入力結果を集計し、委託者との協議を踏まえてまとめた上、上記集計結果等について、傾向や特徴などを捉えて委託者に報告すること。

※ クロス集計を踏まえた分析は、「5 調査報告書の作成」における報告書に盛り込むことを念頭に行うこと。

## (3) 座談会

### ア 調査方法

奨学金等の支援を受けている子どもや、児童養護施設に入所している子ども等（高校1年生以上）の声を直接聞くため、座談会を1回実施する。

### イ 実施対象

本市が選定する高校1年生以上の子ども・若者（5～6名程度）

### ウ 実施時期・実施場所

- ・ 委託者との調整の上、平成29年4月下旬～5月初旬頃に実施
- ・ 開催場所は委託者が指定する市内場所

### エ 実施内容

- ・ 1回あたり3時間程度を実施する（準備時間を含む）。
- ・ 内容は、昨年度調査結果等を踏まえ受託者との協議の上で決定する。

### オ その他

ファシリテーターについては、より実態に即した子ども等の声を得るために、日頃から子ども等と関わりの多い施設職員等に依頼することとし、その手配や事前打合せや会場等の調整、必要な物品等の準備等（対象者への謝礼（1,000円程度/人）を含む）及び、それにかかる費用負担については受託者が行うこと。

## 5 調査報告書の作成

4の(1)及び(2)の結果を単純集計及びクロス集計等して、分析を行い、調査報告書を作成すること。

また、4の(3)について、調査報告書を作成すること。

## 6 提出成果物

本調査にかかる各種成果物については、下記の数量・形式で納品すること。

名 称	数 量	形 式	提 出 時 期	備 考
座談会報告書	1 枚	CD-ROM	業務履行期限に関わらず、当該業務終了後、2週間以内とする。	WORD、EXCEL、POWER POINT、PDF 又は協議の上本市が認める形式
集計用個票データ	1 枚	CD-ROM	平成 29 年 5 月 31 日まで	EXCEL データで納品
調査票データ	1 枚	CD-ROM	平成 29 年 5 月 31 日まで	WORD 等データで納品
単純集計表	1 枚	CD-ROM	平成 29 年 5 月 31 日まで	EXCEL データで納品
クロス集計表	1 枚	CD-ROM	平成 29 年 6 月 30 日まで	EXCEL データで納品
調査報告書(概要版)	1 枚	CD-ROM	平成 29 年 6 月 30 日まで	PDF データで納品
調査報告書	1 枚	CD-ROM	平成 29 年 6 月 30 日まで	PDF データで納品 集計表及び図表については、EXCEL データも納品

※ グラフは、多様な種類を活用した表示とすること。

※ 報告書作成の基本は、複数選択の設問の場合は、棒グラフで作成すること。また、択一選択の設問の場合は円グラフで作成すること。詳細は、他都市のアンケート調査報告書を参考とすること。

※ グラフ、表、コメントは、委託者の承認を得るまで校正を受けること。

## **7 成果物提出場所**

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課  
札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階  
担当 奥田 (Tel : 211-2942)

## **8 契約金額の支払**

契約金額は、当該業務の完了後検査を行い、検査合格後に一括で支払う。

## **9 環境への配慮について**

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 10 留意事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、子どもの権利推進課の指示に従うこと。受託者は、子どもの権利推進課より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、子どもの権利推進課へ報告すること。

### (2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び別紙「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講ずること。

### (3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

### (4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者との協議し承認を得ること。

### (5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、子どもの権利推進課は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

### (6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

### (7) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について本市と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、役務による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、札幌市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに札幌市に返還するものとする。ただし、札幌市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 札幌市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、又は認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。